

物件名				号室	間取り	空状態	月額費用						契約時費用				
ザ・京都レジデンス四条河原町 401号室							家賃	共益費	水道代	HSクラブ	駐輪場代	町費		礼金	敷金	火災保険料	町費
				401	2LDK		220,000円	無し	実費		600円			220,000円	220,000円	20,000円/2年	
種 別	マンション	総戸数	204 戸														
構 造	鉄筋コンクリート 造 11 階																
完成時期	平成 27 年 1 月																

物件所在地	〒 600-8022 京都市下京区河原町通四条下る二丁目稲荷町334番地3						
交通機関	阪急京都		線	京都河原町	駅	まで	徒歩 2 分
	京阪本線		線	祇園四条	駅	まで	徒歩 5 分
周辺環境							
最寄施設							

設備	電気	ガス	水道	キッチン	トイレ	風呂	給湯
	関西電力	都市ガス	公営	ガス 3口付	水洗 暖房便座	有 浴室乾燥機・追炊有	有 ガス
	ベランダ	洗濯機設置	洗面台	エレベーター	オートロック	BSアンテナ	インターネット
	有り 西	可 室内	有 シャンブードレッサー	有	有 モニターホン	無	個別
	エアコン	床	宅配BOX	照明	防犯カメラ	浄水器	食洗器
	残置有 リビング1基	ウッドタイル	有	残置有 ※	有	カートリッジ 入居者負担	有
	駐輪場		大型バイク駐輪場			基本清掃料	
	有 660円/月(税込)		有 5,500円/月(税込)			77,000円(税込)	
【備考】							
※キッチンの吊り照明は処分不可 キッチン前とリビングには床暖房付き ピアノ:相談可、喫煙:不可							

必要書類	契約者	住民票/在職証明/源泉・納税証明/顔写真/身分証明書
	保証人	印鑑証明/在職・所得証明
家賃支払	口座振替 ※振替手数料330円(税込)	
特約	賃借人からの契約解約通知は1ヶ月以上前に賃貸人に文書で申し入れるものとする。	
	解約時に敷金より基本清掃料として、77,000円(税込)を差し引きする。	
	⇒特約事項は次ページをご参照ください。	

契約期間	5年	更新時費用			
解約予告	1ヶ月前	町費	再契約手数料	事務手数料	火災保険料
		無	0.5ヵ月(税別)	無	要加入

【その他入居条件】
定期借家契約(5年)。再契約時手数料要(新賃料0.5ヶ月分+税)
【全保連】保証料初回30%、継続保証料1,200円/月
※1年未満で解約の場合、短期違約金として賃料1ヶ月分発生します

【外観】

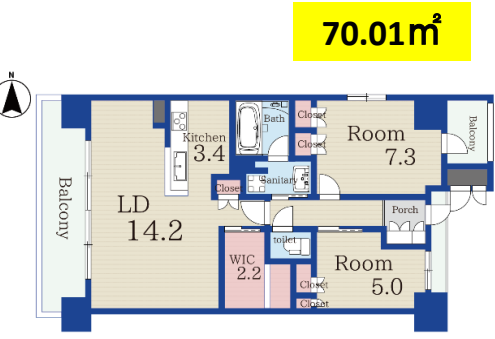


※詳しくは別紙参照

【配置図】

※詳しくは別紙参照

【間取り図】



※略図につき現況優先

【周辺地図】



※詳しくは別紙参照

会社名

申込内容・現況を優先とします。
よろしくお願いいたします。

頭書(7) 特約事項

※借主はザ・京都レジデンス四条河原町の管理規約を遵守すること。

※エアコン1台、後付け照明器具は残置物とし、性能保証致しません。

※退去の際は、月割り計算とします。

※ペットの飼育及び預かり（一時的なものを含む）は理由の如何を問わず小動物も含めて一切禁止とします。

※室内、及びベランダでの喫煙は不可とします。

※入居時にお渡しする設備関係の取扱説明書並びに関係書類は、退去時に必ず貸主に返却してください。

※建具や建具の枠（木部等）に直接画鋲等を刺すことは絶対にしないでください。通常使用の範囲外となり、借主の費用負担にて補修していただきます。

※マンション管理組合から定期的に排水管の清掃があります。事前に管理会社又は管理組合からお知らせはありますが、施工日時等の指定があります。借主は必ずこの清掃作業に協力してください。

※借主は結露、カビ等の防止の為換気には十分注意し、加湿器等使用によるカビ発生の修理費用は借主負担とします。

※キッチン天板（人工大理石等）の上には、直接熱いもの（鍋、フライパン等）は変色等の原因となりますので直置きせず鍋敷き等を必ずご使用ください。万一、天板の変色等があった場合は、借主の費用負担にて補修していただきます。

※住宅内の建具・付帯設備の日常的なお手入れ（ビス・ネジ締め、油差し、調整、清掃、電池の取替）、電球や水栓のパッキン取替等の小規模な修繕は借主、及び入居者負担となります。

※借主は契約期間中、継続して賃貸保証会社に参加し続けるものとする。万一更新保証料の支払いが滞った場合、貸主は一時的に預り敷金を充当できるものとします。

※本契約期間中は火災保険に借主負担にて加入し続けることとします。

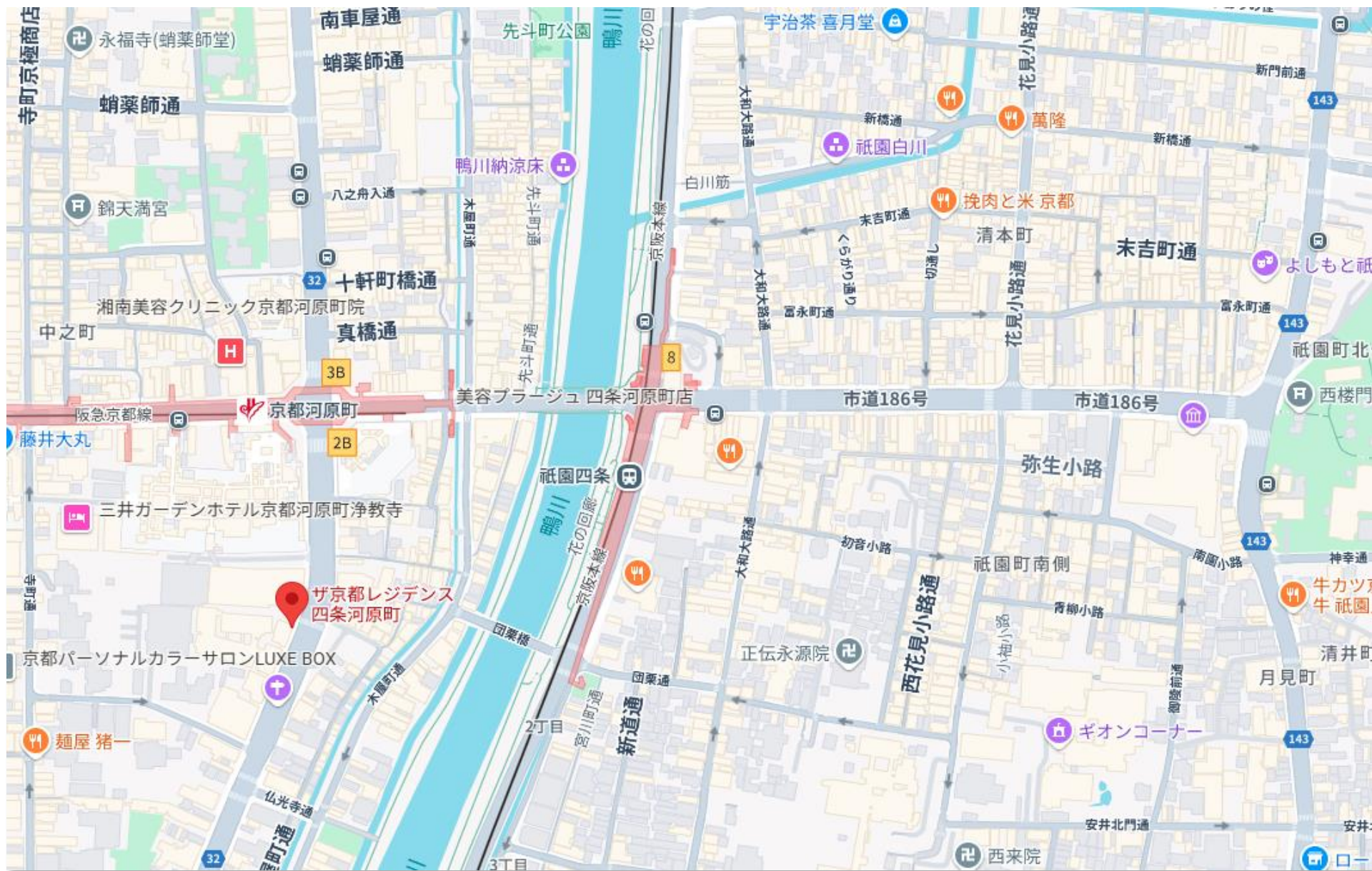
※貸主及び借主が合意の上で再契約を行う場合は、契約事務手数料として賃料の0.5ヶ月分（消費税別）が必要となります。

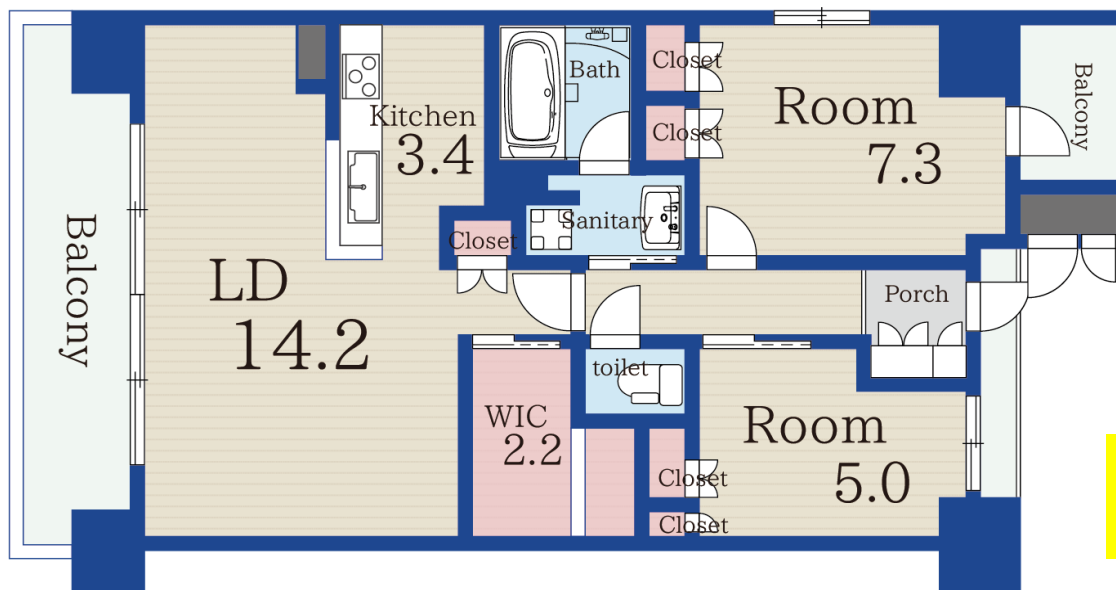
※転貸及び収益を目的とした使用（民泊等）は禁止とします。

※退去時にハウスクリーニング費用として70,000円（税別）を敷金より差引くものとします。

※契約後1年未満の短期解約違約として賃料の1ヶ月分が必要です。

以下余白





70.01m²



